

## 富士宮市避難通路の変更、廃止に関する事務処理要領

### 第1条 (目的)

この事務処理要領は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定を受けた道（以下「指定道路」という。）に設置した避難通路の変更又は廃止について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (申請代理人等)

申請代理人及び図面作成者については、富士宮市道路の位置の指定（変更・廃止）の事務処理要領（以下「指定要領」という。）第2条(2)及び(3)の規定を準用する。

### 第3条 (申請書類)

- (1) 申請書の提出部数については、指定要領第4条(1)の規定を準用する。
- (2) 申請書の正本に必要なもの
  - ア 避難通路変更（廃止）申請書（第1号様式）
  - イ 委任状（代理人が申請書を提出する場合）
  - ウ 権利関係書類
    - (ア) 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書（申請書及び承諾書に捺印した者）
    - (イ) 当該申請に係る土地（変更又は廃止する避難通路の土地）の登記事項証明書
    - (ウ) 当該申請に係る土地について権利を有する者と、土地の登記事項証明書に記載されている権利者に関する事項とに相違があるときは、権利を有することを証明する書類
  - エ 避難通路変更（廃止）申請書添付図書（第2号様式。以下「添付図書」という。）
  - オ その他市長が必要と認めるもの
- (3) 申請書の副本に必要なもの
  - ア 避難通路変更（廃止）申請書
  - イ 委任状（写）
  - ウ 添付図書（写）

### 第4条 (申請書の記入)

「変更又は廃止する避難通路」欄は、避難通路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号をつけ、図面と一致させたものの符号及び幅員、延長をメートルで記入すること。（寸法は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。）

### 第5条 (添付図書の記入)

- (1) 添付図書の各図面の作成については、指定要領第6条(3)、(4)及び(5)の規定を準用する。なお、公図写及び実測図には、変更又は廃止を申請する避難通路の位置を記入すること。
- (2) 「関係土地所有者等の承諾書」欄は、変更前及び変更後の避難通路の位置又は廃止する避難通路の土地について、該当する権利の種類、その権利の存する土地の地番及び権利を有する者の住所、氏名を記入すること。なお、住所は現住所とし、印は印鑑登録したものを使用すること。

### 第6条 (必要書類の添付)

他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものにあつては、許可証又は承諾書の写しを正本に添付するものとする。

### 第7条 (避難通路の廃止要件)

以下のいずれかに該当する指定道路は避難通路を廃止することができる。

- (1) 指定道路の延長が50メートル以下の場合
- (2) 指定道路の幅員が5メートル以上の場合
- (3) 指定道路が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号の規定に適合する場合
- (4) 指定道路が道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、幅員4メートル以上の市道として認定されている場合

### 第8条 (権利者の同意)

避難通路を変更又は廃止しようとする者は、次に掲げる権利者の承諾を得るものとする。

- (1) 避難通路を変更しようとする場合 変更前及び変更後の避難通路の土地の所有者、借地権者

及びその他権利者

(2) 避難通路を廃止しようとする場合 廃止する避難通路の土地の所有者、借地権者及びその他権利者

**第9条 (承認)**

市長は申請書を内容審査の結果、支障ないと認めるときは、避難通路変更（廃止）承認通知書（第3号様式）を申請者に交付する。

（附則）

この要領は、平成30年8月8日から施行する。